

組織改編実施計画

(令和3年度～令和7年度)

1. 組織改編実施計画（R3年度～R7年度）

1-1.実施項目

1-2.検討項目（各課等からの要望等）

1-3.スケジュール

1-4.各年度の組織

2. 本庁フロア問題の解消

2-1.本庁フロア問題の解決ポイント

1. 組織改編実施計画（R3年度～R7年度）

実施方針に基づき、5カ年の実施項目を示し、計画的に取り組みます。

なお、組織改編は社会情勢の変化や新たな行政ニーズに的確に対応することが重要なため、必要に応じ見直しを行います。

1-1. 実施項目

※名称については仮称

実施方針1 窓口サービスの向上

1-① 窓口業務の満足度（待合スペース・待合時間）及び利便性の向上（ワンストップサービス）

㊦ 市民サービス課の設置

市民のライフイベント（転入・転出・死亡・結婚など）手続きに伴い発生する各種手続きを、総合窓口化（ワンストップサービス）するため、「市民サービス課」を設置し、窓口サービスの利便性の向上を図ります。

市民サービス課は、現在の市民課業務に加え、中央駅前出張所で取り扱う業務を基本として、さらに本庁内の各課と連携を強化し、市民のライフイベント手続きに関する相談、関係課への案内等、市民に寄り添ったサービスを行います。

また、将来を見据えた、支所及び出張所の機能、規模や配置等についても検討を行います。

なお、市民サービス課の設置にあたっては、所管する業務を精査するとともに国保年金課の健康づくり部門との連携などについても検討を行います。

◆関係課（市民課、国保年金課等）

◆関係例規（行政組織規則、事務決裁規程等）

㊧ 本庁1階フロアの利便性向上

【東側】市民サービス課の設置については、現在の市民課及び国保年金課の窓口部門（現在委託している部分）を集約化し、フロアレイアウトの改善により、市民の快適な待合スペースの確保を図ります。

◆関係課（市民課、国保年金課、管財課等）

【西側】子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた様々な相談や手続きについて、市民に分かりやすく、利用しやすい窓口サービスの実現を目指します。（後述 1-2.検討項目「検討-④福祉の総合相談窓口の新設」、「検討-⑥子ども政策の連携強化」など）

また、福祉部及び健康子ども部については狭隘化が著しいため、什器等の更新により、事務室を改善し、相談場所や待合スペースの確保と共に、将来を見据えたフロア配置についても検討を行います。

◆関係課（社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課、保育課、健康増進課、管財課等）

1-② 債権回収業務の一元化（債権管理に関する統一的な基準を規定）

税をはじめ、保険料、使用料、給食費等、公債権と私債権の徴収体制の一元化により、市全体の債権管理機能（債権管理に必要な事務処理基準等、統一した基準を明確化）を強化し、市債権の収納率の向上と、さらなる市民負担の公平性を図ります。

なお、令和4年度に、納税課へ国保年金課保険税系の類似する一部（滞納繰越分の滞納整理に関する業務）の業務を集約します。

- ◆関係課（納税課、課税課、国保年金課、保育課、指導課、社会福祉課、高齢者福祉課、管財課）
- ◆関係例規（各債権に関する条例、規則、規程等）

実施方針2 組織体制の強化

2-① 地域イメージ・ブランド力の強化（プロモーション推進室の設置）

市の魅力をさらに高め、シティプロモーションの目的である、移住・定住・交流の促進、シビックプライドの醸成を効果的に推進し、地理的優位性をいかした活力あるまちづくりを進めます。

現在のシティプロモーション事業に加え、市内の商工業者や農業者などと連携した地域ブランドの創出や地域資源を活用した新たな取り組みなど、さらなる市の魅力の創造を図るため、シティプロモーション課と商工観光課を統合し、経済振興課を新たに設置します。

経済振興課はプロモーション推進室及び商工振興係の2係とし、東京2020オリンピック・パラリンピックの終了により、オリンピック・パラリンピック推進室を廃止し、その事務はスポーツ振興課へ移管します。

- ◆関係課（シティプロモーション課、商工観光課、スポーツ振興課等）
- ◆関係例規（行政組織規則、事務決裁規程等）

2-② 学校給食センター事務の強化（学校給食課の設置）

新学校給食センターの整備等に伴い、関連事務の体制強化及び学校教育の専門性を高め、効率的な組織運営を図るため、学校給食課を新たに設置します。

学校給食課は、中央学校給食センターに事務室を置き、各学校給食センターの所管を、指導課から学校給食課へ移管します。

- ◆関係課（指導課、教育総務課）
- ◆関係例規（教育委員会行政組織規則、学校給食センターの管理運営規則等）

2-③ 保育ニーズへの体制強化（保育課を3係へ）

人口の増加に併せ、子ども人口も増加しており、多種多様な保育ニーズへの対応に向けた、組織体制の強化を図るため、管理係、保育係に加え給付係を新たに設置します。

- ◆関係課（保育課）
- ◆関係例規（行政組織規則、事務決裁規程等）

2-④ 指定管理者制度導入に伴う組織体制の再編

市民サービスの向上や業務の効率化を目的とした指定管理者制度の導入に伴い、所管業務や組織の変更の必要が生じる場合には必要な組織改編を行い、効率的な組織運営を図ります。

- ◆関係課（指定管理者制度導入担当課）
- ◆関係例規（行政組織規則、事務決裁規程等）

実施方針3 新たな行政課題への対応

3-① さらなるデジタル化の推進（電算部門の再編）

Society 5.0 社会の到来により、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、さらなる ICT を活用した行政サービスの高度化・効率化により行政事務の改革を図ります。

行政サービスのデジタル化を強力に推進するため、管財課を DX 推進課に変更し、さらに電算係をデジタル戦略室に変更します。

併せて、行政サービスのデジタル化を加速するため、総務課行革推進係と連携を強化し全庁的な業務改革に取り組み、デジタル政策を積極的に推し進めます。

- ◆関係課（管財課・総務課）
- ◆関係例規（行政組織規則、事務決裁規程等）

1-2. 検討項目（各課等からの要望等）

検討-① 類似施設の一元化 実施方針1 H30 基本方針継続項目

- ・公民館やコミュニティセンター等、地域交流の場として新たなニーズにも対応した、より使いやすい施設を目指し、管理・運営等の一元化について検討していきます。
 - ◆関係課（生涯学習課、市民活動推進課、社会福祉課）

検討-② 防犯灯や道路照明等の窓口の一元化

- ・道路に付帯する照明器具（防犯灯、歩道照明や道路照明等）について、市民からの要望や相談窓口の一元化による利便性の向上や業務の運用方法の見直し等により、市民に分かりやすい組織運営を検討していきます。
 - ◆関係課（市民活動推進課、土木管理課）

検討-③ 教育政策の強化 実施方針2 H30 基本方針継続項目

- ・教育行政における、企画政策及び総合調整機能の強化並びに教育施設の改修や増築等、教育環境の課題解決のため専門分野の強化に向けた、組織体制を検討していきます。
 - ◆関係課（教育総務課）

検討-④ 福祉の総合相談窓口の新設 実施方針2

- ・制度や分野ごとに区切られ、縦割りとなっている福祉相談窓口を、総合相談窓口として集約化することにより、福祉、介護、保健及び医療が連携した窓口の構築に向けた、組織体制を検討していきます。
 - ◆関係課（社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課）

検討-⑤ 公共施設マネジメントの強化 実施方針2

- ・土地、建物、設備等の市有財産について、経営的視点に基づき、情報収集・分析を行い、総合的にマネジメント（管理・活用・整理）を図るとともに、新たな施設整備の効率的な組織体制の構築に向け、検討をしていきます。
 - ◆関係課（資産経営課、管財課、企画政策課）

検討-⑥ 子ども政策の連携強化 実施方針3

- ・子ども政策に対する、多様なニーズに的確に対応するため、子ども・子育て政策の一体的な支援体制の構築に向けた、組織体制を検討していきます。
 - ㊦子ども子育て政策の一体的な支援体制の検討（(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設）
 - ◆関係課（子育て支援課、健康増進課）
 - ㊧就学前施設（公立幼稚園・保育園）の従来の枠組みを超えた幼保一体化施設の検討
 - ◆関係課（学務課、保育課）

1-3. スケジュール

(当該年度の4月1日から改編)

基本方針	実施項目	年度				
		R3	R4	R5	R6	R7
窓口サービスの向上	1-① 窓口業務の満足度及び利便性の向上 ⑦市民サービス課の新設 ◆市民課・国保年金課等	⇒	⇒	⇒	実施	
	①本庁1階フロアの利便性向上 ◆東側：市民課・国保年金課・管財課等 ◆西側：社会福祉課・障がい福祉課・高齢者福祉課・子育て支援課・保育課・健康増進課・管財課等	⇒	⇒	実施 西側	実施 東側	
	1-② 債権回収業務の一元化 ◆納税課・課税課・国保年金課・保育課・指導課・社会福祉課・高齢者福祉課・管財課	⇒	⇒	⇒	実施	
組織体制の強化	2-① 地域イメージ・ブランド力の強化 ◆シティプロモーション課・商工観光課、スポーツ振興課等	⇒	実施			
	2-② 学校給食センター事務の強化 ◆指導課・教育総務課	⇒	実施			
	2-③ 保育ニーズへの体制強化 ◆保育課	⇒	実施			
	2-④ 指定管理者制度導入に伴う組織体制の再編 ◆指定管理者制度導入担当課	計画的に実施				
新たな行政課題への対応	3-①さらなるデジタル化の推進 ◆管財課・総務課	⇒	実施			

1-4. 各年度の組織

(1) 各年度の組織改編スケジュール

各年度において、概ね以下のスケジュールで組織改編に向け協議を進めます。

【各年度4月1日改編までのスケジュール】

	4~7	8	9	10	11	12	1	2	3
行革推進本部		■			■				
※方針・素案作成	■	■							
※素案の精査	■	■							
意見調整	■	■	■	■					
条例改正 (議会)						■			
規則改正 (法令審査)							■		
予算関係				■					
電話内線・広報								■	■
IT調整・配置						■			■

※R3年度

(2) 令和4年4月1日の組織

別紙、「令和4年度行政組織図(案)」のとおり

※令和5年以降の組織については、検討結果や社会情勢等に対応が必要となり、変更が生じた場合は、行政改革推進本部会議を通じ提示していきます。

2. 本庁舎フロア問題の解消

本庁舎は1976年に建築され、2010年に大規模改修及び耐震化を実施し、築後45年を迎えており、印西市公共施設長寿命化計画では、築後60年で保全改修、築後80年を目標使用年数として定めていることから、当面の間、行政サービスの拠点として、施設の有効活用を図る必要があります。

しかし、現在、9部40課等、職員約500人を配置している状況において、市民待合スペースをはじめ、事務室、書庫、会議室が慢性的に不足し、組織改編及び職員配置にも影響を与えている状況です。

このような中、新たな行政課題や市民サービスに的確に対応するためには、以下の取り組みにより、早急にこの状況を改善する必要があります。

2-1.本庁舎フロア問題の解決ポイント

(1) 事務室の省スペース化

快適な職場環境の形成を図るため、下記の例等を実施することにより、庁舎内や執務室内に、新たなスペースを確保していきます。

新たなスペース確保（例）

- ①職員個人の業務上の資料を整理することにより、文書キャビネットの削減。
- ②事務机を新JIS規格等へ入れ替えることにより、スペースの削減。
- ③レイアウトの変更や事務机をミーティングテーブル等へ交換し、さらに内線電話をコードレス化し、事務室をフリーアドレス制にすることにより、スペースの確保とオフィス環境の向上が期待できます。
- ④5S運動の推奨

日頃から、「整理」「整頓」「清掃」を心掛け、職場環境の「清潔」を維持し、それを「習慣」づけることにより、快適な職場環境の形成や、庁舎内や執務室内の新たなスペースを確保するなどの効果が期待できます。

(2) 在宅勤務・分散勤務の検討

新型コロナウイルスの感染拡大により、人と人との接触を減らす働き方として、在宅勤務や分散勤務が求められました。

今後も感染症対策を図るため、「新たな生活様式」を踏まえ、業務や働き方を見直し、リモートワークやサテライト勤務（在宅勤務・分散勤務など）を検討し、多様な勤務形態が可能になれば、本庁の執務スペースの削減が期待できます。

(3) 部・課の分散配置

部または課を単位として、分散配置を検討します。

なお、分散配置に当たっては、市有財産（施設・用地）や民間施設への配置を検討することとし、分散配置となった場合は、ICTを活用し、ビデオ通話やリモート会議システム、電子決裁システムなどにより、「場所の制約」の解消を図ります。

市有財産（施設・用地）や民間施設への分散配置を検討

組織改編実施計画

令和3年12月

印西市行政改革推進本部